

指導行政のポイント

法律で定めた“保健指導”

菱村 幸彦

本年6月に「学校保健法等の一部を改正する法律案」が国会で成立し、学校保健法が「学校保健安全法」に改められた。

学校保健安全法（以下「改正法」）については、法案が国会に上程された時点で、本紙（4月1日号）でその概要を紹介したので、ここでは繰り返さないが、1つだけ、改正法において「保健指導」の規定が新設されたことを取り上げておきたい。

保健室の役割として明記

まず、改正前の学校保健法は、保健室について「学校には健康診断、健康相談、救急処置等を行うため、保健室を設けるものとする」（旧19条）と定めていたが、改正法では「学校には、健康診断、健康相談、保健指導、救急措置その他の健康に関する措置を行うため、保健室を設けるものとする」（7条）と改められた。つまり、保健室の役割に「保健指導」が加わったわけである。

次いで、改正法は、保健指導について「養護教諭その他の職員は、相互に連携して、健康相談又は児童生徒等の健康状態の日常的な観察により、児童生徒等の心身の状況を把握し、健康上の問題があると認めるときは、遅滞なく、当該児童生徒等に対して必要な指導を行うとともに、必要に応じ、その保護者に対して必要な助言を行うものとする」（9条）とする規定を新たに設けた。

このように法律で保健指導に関する規定を定めた趣旨は、多様化・深刻化する児童・生徒の心身の健康上の問題に、学校がより適切に対応できるようにするためである。

児童・生徒の健康上の問題としては、例えば、いじめ、不登校、児童虐待、発達障害、摂食障害、リストカットなどメンタルヘルスに関する問題、

不規則な生活、食生活の乱れ、虫歯など生活習慣に関する問題、腎疾患、糖尿病、アレルギー疾患、感染症などの各種の疾患など多様で深刻な課題が年々増加している。これらの課題に対応するためには、学校における保健指導の充実が欠かせない。

保健学習と保健指導

文部科学省は、学校保健の内容を保健管理と保健教育に分けている。そして、保健教育については、保健体育などの教科指導を中心に行われるものを「保健学習」とし、特別活動における指導や保健室・学級における個別指導を「保健指導」と呼んでいる。

これまで、学校は保健学習とともに保健指導を行ってきた。すなわち、養護教諭を中心として、担任教諭やその他の職員が連携して、児童・生徒の健康状態を把握し、児童・生徒本人や保護者に必要な指導・助言を行う活動は、どこの学校でも行っている。

したがって、学校保健安全法に保健指導の規定が新設されたことで、新たに保健指導が始まるというわけではないが、多様化し、深刻化している児童・生徒の健康上の課題により適切に対応するためには、これまで以上に、保健室の機能を高め、養護教諭を中心とした校内の保健指導の体制を整備することが求められる。

学校が保健指導を行うにあたっては、専門家の支援が必要である。このため、改正法は新たに「学校においては、健康相談または保健指導を行うに当たっては、必要に応じ、当該学校の所在する地域の医療機関その他の関係機関との連携を図るよう努めるものとする」（10条）とする規定を置いて、その面の強化も図っている。

（ひしむら・ゆきひこ = (財)学習ソフトウェア情報研究センター理事長）

■最新刊！

菱村幸彦【著】 B6判・定価 2,205円

教育開発研究所

全訂新版『はじめて学ぶ教育法規』

法改正を踏まえて全面改定！

『図解・表解 教育法規』 坂田仰／河内祥子／黒川雅子【共著】定価 2,205円